



SOMPO

ホールディングス

保険の先へ、進む。

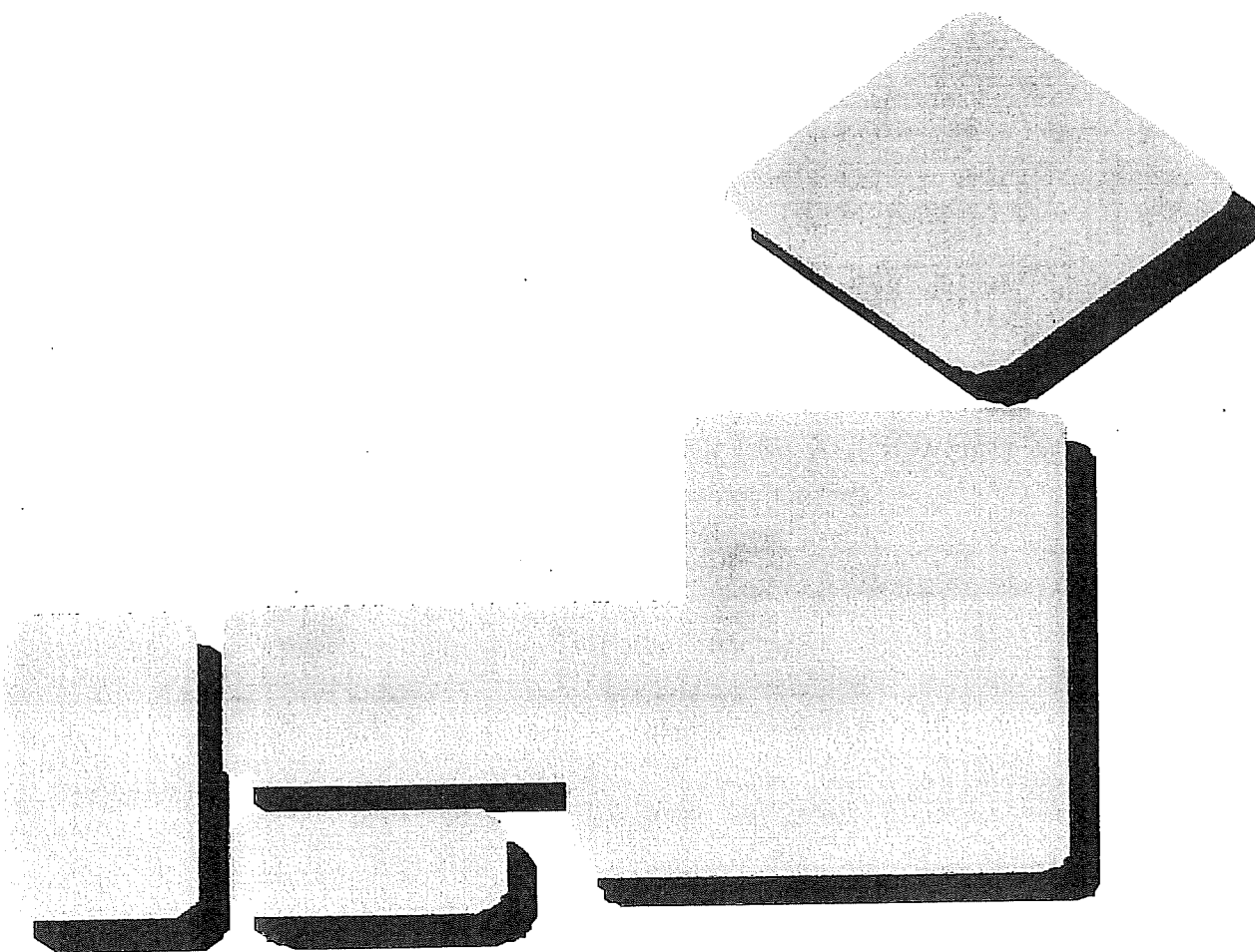
旅行保険の先へ、進む。

平成28年4月

国内旅行用

学校旅行総合保険

学校長・理事長の皆さまへ



修学旅行・臨海学校等、旅行・宿泊の行事に対する補償対策として、
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の上乗せ補償として、
学校自身の費用負担・損害賠償責任に対する備えとして、

……学校旅行専用の保険へのご加入をおすすめします。

この保険の特長

この保険は、旅行参加者のケガや賠償事故等を補償する〈旅行参加者条項〉と、
学校自身の緊急対応費用や賠償事故を補償する〈学校条項〉により構成された商品です。

1. 旅行参加者のケガの補償や

法律上の損害賠償責任も幅広くカバーします〈旅行参加者条項〉

国内旅行中^(※1)の思いがけない事故による旅行参加者のケガ^(※2)や損害を補償します。

(※1)「旅行中」とは保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから帰宅するまでの間をいいます。以下同様とします。

(※2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

2. 学校の支出する様々な費用や

損害賠償責任も幅広くカバーします〈学校条項〉

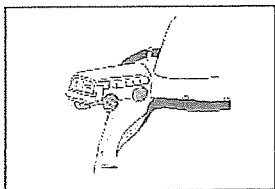
国内旅行中、事故が発生した場合の搜索救助費用や教職員を派遣した費用等、学校側が支出した様々な費用を補償する「学校緊急対応費用」や「学校賠償責任」、「弔慰費用」等、学校に生じる様々なリスクも総合的に補償します。

補 償 内 容

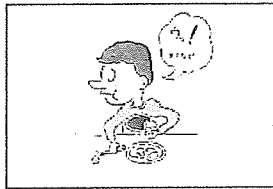
〈旅行参加者条項〉

傷害事故

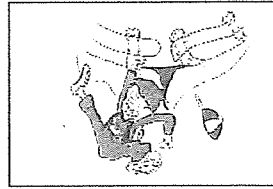
国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや食中毒を補償します(死亡・後遺障害・入院)。



バスの転落事故で死傷した。



修学旅行先での細菌性食中毒で多数の生徒が入院した。



林間学校でハイキング中に谷底に転落して死亡した。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

賠償事故

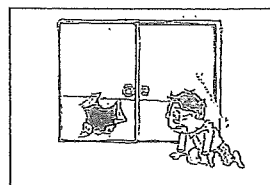
国内旅行中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって参加者（または親権者）が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。



土産物店の商品を誤ってこわした。



ふりまわしていた傘が他の生徒にあたり、失明させてしまった。



旅館のふすまを誤って破った。

救援者費用

国内旅行中の事故のため、親権者等が支出した費用を補償します。

- 飛行機事故で子供が行方不明になった……
捜索救助費・駆けつけた親の交通費や宿泊代
- 修学旅行先で、子供が病気やケガで入院、旅行を中止した……
迎えに行った親の交通費や宿泊代

など

など

<学校条項>

学校緊急対応費用

国内旅行中の事故のため、学校が支出した費用を補償します。

- 修学旅行先で土砂くずれが起き、生徒10名が死亡・行方不明になった。
 - 現地の消防団に捜索・救助を依頼（捜索救助費用）
 - 緊急対策のために教職員2名が飛行機で急行（教職員・親族等派遣費用）
 - 現地のホテルの一室を借りて遺族と対応した（対応施設借上費用）
 - 遺体を遺族の住所地まで搬送した（移送費用）

など

賠償事故

国内旅行中に生じた偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、学校が第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）等をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。

弔慰費用

国内旅行中にケガや病気で亡くなられた参加者の遺族に対して学校が弔慰金を支払った場合に、その費用を保険金としてお支払いします。

○対象となる学校

- ・学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校
- ・児童福祉法に定める保育所
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

○対象となる旅行

学校教育活動の一環として学年以上の単位で実施される修学旅行、林間・臨海学校、自然観察、水泳教室等の旅行・宿泊行事

○ご契約方法

※校内で行われる行事、クラブ活動（こども会やPTA活動等）は対象となりません。
個別の旅行単位に、引率教員・付添いの親族等を含む参加者全員をとりまとめてお申込みいただきます（ご契約時に参加者の名簿を添付してください。）。

*引率教員・付添いの親族の方を除くこともできます。

【旅行参加者条項】

＜保険金額＞

ご契約パターン	A	B	C
死亡	3,000万	2,000万	1,000万
後遺障害(※)	180万円～4,500万円	120万円～3,000万円	60万円～1,500万円
入院特別補償	入院期間6か月以上……………10万円		
	入院期間3か月以上6か月未満……………5万円		
	入院期間1週間以上3か月未満……………3万円		
	入院期間1週間未満……………1万円		
個人賠償(免責金額なし)	5,000万円	5,000万円	5,000万円
救済者費用等	100万円	50万	30万



＜参加者1名あたり保険料＞

日帰り	494円	329円	184円
1泊2日	534円	355円	199円
2泊3日	574円	381円	213円
3泊4日	614円	409円	229円
4泊5日	654円	435円	243円
5泊6日	694円	461円	257円
6泊7日	733円	488円	272円

(※)後遺障害保険金は追加支払額との合計額を表示してあります(「学校旅行総合保険の概要」をご参照ください。)

【学校条項】

＜保険金額＞

ご契約パターン	D	E	F
緊急対応費用(1名につき)	100万円	50万円	30万円
学校賠償責任 (免責金額1事故につき1万円)	身体	1名 5,000万/1事故	10億円
	財物	1事故	5,000万円
弔慰費用(1名につき)	50万円	30万円	20万円



＜参加者1名あたり保険料＞

日帰り	89円	51円	34円
1泊2日	95円	54円	37円
2泊3日	103円	58円	40円
3泊4日	108円	62円	44円
4泊5日	114円	66円	46円
5泊6日	121円	69円	48円
6泊7日	126円	73円	51円

(ご注意)

次のような場合割増保険料が必要となりますので、お申し出ください。あらかじめ所定の保険料をお支払になっていない場合、保険金が減額されたり、保険金をお受け取りにならないことがあります。

旅行先で危険なスポーツ(例えばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山(ロッククライミングを含みます。))ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等をされる場合

学校旅行総合保険の概要

- ◆被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)とは、次の方をいいます。
- ①旅行参加者条項においては、旅行参加者(その旅行に参加する園児、児童、生徒ならびに引率の教職員および付添いの親族)
- ②学校条項においては、学校の設置者(学校長または理事長等)
- ◆責任期間とは、次の期間をいいます。
- ①旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
- ②学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
- ◆免責金額とは、支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
- ◆学校旅行総合保険は、学校旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行参加者条項による補償	死亡保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (4)脳疾患、疾病または心神喪失 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (8)妊娠、出産、早産または流産 など
	後遺障害保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 ●後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過してその方が生存している場合は、お支払いした後遺障害保険金の額の50%に相当する額をさらに追加してお支払いします(後遺障害保険金の追加支払)。	
	入院特別保険金	国内旅行の責任期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(※1)をされ、入院された場合	入院期間に対し、以下の区分に応じて保険金をお支払いします。 入院期間6か月以上の場合……10万円 3か月以上6か月未満の場合……5万円 1週間以上3か月未満の場合……3万円 1週間未満の場合……1万円	
	個人賠償責任	国内旅行の責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、旅行用品の賃貸業者から借り入れた旅行用品に与えた損害等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合 ＜ご注意＞ 個人賠償責任を補償するご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。 ◆学校条項の賠償責任も上記と同様です。	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 ●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。	(1)故意 (2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (3)被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 (4)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (7)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 など
		国内旅行の責任期間中に、被保険者が以下の①から③のいずれかに該当した場合 ①急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③疾病を直接の原因として責任期間中に死亡した場合、または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	ご契約者、被保険者またはその被保険者の法定相続人が負担した以下の①から⑤等の費用を、救援者費用保険金としてその費用の負担者にお支払いします。 ①被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 ②救援者の現地(事故発生地または被保険者の収容地をいいます。)までの航空機等の1往復分の交通費(被保険者1名につき救援者2名分を限度とします。) ③現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(被保険者1名につき救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。) ④治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 ⑤諸雑費(救援者が現地で支出した交通費、電話料等通信費等、被保険者1名につき3万円を限度とします。)	(1)故意または重大な過失 (2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (4)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (5)地震、噴火またはこれらによる津波 (6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 (7)歯科疾病 (8)頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など

学校条項による補償	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
	学 校 緊 急 対 応 費 用	国内旅行の責任期間中に旅行参加者が以下の①から③のいずれかに該当した場合 ①急激かつ偶然な外来の事故によって旅行参加者の生死が確認できない場合または緊急な捜索もしくは救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ②急激かつ偶然な外来の事故によってケガ(※1)をして、責任期間中に死亡した場合または責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 ③疾病により責任期間中に死亡した場合または責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間中に医師の治療を受け、かつその後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合	被保険者が負担した以下の①から⑥等の費用を、お支払いします。 ①被災者(※3)を捜索、救助または移送する活動に要した費用 ②教職員・被災者の親族等を現地(事故発生地、その被災者の収容地または応対施設の所在地をいいます。)に派遣した場合の現地までの航空機等の往復の交通費、現地および現地までの行程における宿泊施設の客室料等 ③被災者の法定相続人等と応対した施設の借上費用 ④治療を継続中の被災者を自国の病院等へ移転するための費用 ⑤葬儀費用 ⑥諸雑費(教職員・被災者の親族等が現地で支出した交通費、電話料等通信費等。ただし、被災者1名につき3万円を限度とします。)	(1)故意または重大な過失 (2)被災者(※3)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)地震、噴火またはこれらによる津波 (4)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (5)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (6)頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの (7)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 (8)歯科疾病 など
	賠 償 責 任	国内旅行の実施に起因して責任期間中に生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額の設定がある場合は免責金額を控除した額をお支払いします。)、ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 ●賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。	(1)故意 (2)航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (3)地震、噴火またはこれらによる津波 (4)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの など
	弔 慰 費 用	旅行参加者が以下の①から④のいずれかに該当した場合 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ(※1)が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②責任期間中に疾病により死亡した場合 ③責任期間中に発病した疾病、または責任期間中に原因が発生し責任期間終了後48時間以内に発病した疾病により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合(ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も継続して医師の治療を受けていた場合にすぎります。) ④責任期間中に感染した特定の感染症(※4)により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合	被保険者が被災者(※3)の法定相続人に支払った弔慰金を弔慰費用保険金としてお支払いします。ただし、被災者1名について弔慰費用の保険金額を限度とします。	(1)故意または重大な過失 (2)被災者(※3)の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 (3)無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 (4)地震、噴火またはこれらによる津波 (5)戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの (6)妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 (7)歯科疾病 など

(※1)「ケガ」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)

(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※3)「被災者」とは、保険金をお支払いする場合のいずれかに該当した旅行参加者をいいます。

(※4)「特定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
救援者	被保険者の捜索(捜索、救助または移送をいいます。)、看護または事故処理を行うために現地へ赴くその被保険者の法定相続人(その代理人を含みます。ただし、教職員等学校の関係者を除きます。))をいいます。
国内旅行	旅行の目的地が日本国内のみのものをいいます。
責任期間	① 旅行参加者条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、被保険者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。 ② 学校条項における責任期間は、保険期間中で、かつ、旅行参加者が旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、高病原性鳥インフルエンザ、赤痢等をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
発病	被保険者以外の医師の診断による発病をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行	学校の教育活動の一環として実施される修学旅行、遠足、林間学校および臨海学校等の旅行のうち保険証券に記載されたものをいいます。

ご契約時における注意事項

●申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)

- 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>
この保険における告知事項は、「★他の保険契約等(※)の加入状況」です。
- (※)「他の保険契約等」とは、学校旅行総合保険、国内旅行傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。
- 保険料を領収する前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

●補償重複について

補償内容が同様のご契約(※)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)学校旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる 他のご契約の例
学校旅行総合保険の 個人賠償責任補償条項	国内旅行保険の 個人賠償責任特約

●死亡保険金受取人について

死亡保険金をお支払いする場合は被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご契約後における注意事項

●保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

●契約締結後における留意事項

- (1)住所または通知先を変更された場合
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- (2)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除の申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還することがあります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご注意ください。

●重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他の注意事項

●保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

●個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<http://www.sjnk.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。

商品に関するお問い合わせ

【受付時間】◆平日：午前9時～午後8時 ◆土・日・祝日：午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業） ◆おかけ間違いにご注意ください。

カスタマーセンター **0120-888-089**

＜公式ウェブサイト＞ <http://www.sjnk.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただくことができます。

万一、事故にあわれたら

- ・事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内に通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
（注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ・被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。
- ・ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

事故サポートセンター **0120-727-110** ◆おかけ間違いにご注意ください。
（24時間 365日対応）

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

＜通話料有料＞

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

◆おかけ間違いにご注意ください。

＜受付時間＞平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。なお、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

★取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL.03-3349-3111

＜公式ウェブサイト＞ <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先